

秋田県文化財保護審議会における会議の公開の基準 の運用に関する指針

平成12年7月19日
秋田県文化財保護審議会

1 目的

この指針は、「教育委員会の所管に属する審議会等の会議の公開に関する指針」（平成12年2月1日運用）に定める「3 会議の公開の基準」に従って、秋田県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）が会議の公開又は非公開の決定をするに当たって、非公開の決定をすることができる場合を例示することにより、当該公開基準の運用指針を明らかとすることを目的とする。

2 会議を非公開とすることができる場合の例示

- (1) 秋田県教育委員会が文化財の指定、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択又は文化財の保存技術の選定について審議会に意見を求める場合であって、当該会議においてその可否の結論を得る目的で審議会に諮問する場合以外の場合。

<参考>

教育委員会の所管に属する審議会等の会議の公開に関する指針

平成12年1月31日
秋田県教育委員会教育長策定

1、2（略）

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等により非公開とされている場合
- (2) 秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

4～10（略）

11 適用期日

この指針は、平成12年2月1日から適用する。